

1 豊都号外  
令和2年3月9日

公益社団法人全日本不動産協会  
愛知県本部長様

豊川市長 竹本幸夫  
(公印省略)

都市再生特別措置法に基づく届出及び立地適正化計画制度にかかる豊川市の  
施策の周知について（依頼）

日ごろは、本市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本市では、持続可能な都市の形成を目指し、平成29年2月に「豊川市立地適正化計画」  
を策定いたしました。

立地適正化計画を策定した自治体においては、都市再生特別措置法の規定に基づき、開  
発・建築行為等の一部について届出が義務付けられます。

また、立地適正化計画制度にかかる本市の施策として、2つの補助金制度を施行してい  
ます。

届出及び補助金制度につきましては、別添の資料のとおりですので、貴団体の業務の参  
考にさせていただくとともに、貴所属会員の方にご周知いただきますようお願いいたします。

(連絡先)

豊川市役所

都市整備部都市計画課建設総務係

担当：神藤・皆川

電話：0533-89-2147

Eメール：tokei@city.toyokawa.lg.jp